

平成 2 6 年度

第 9 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成26年11月28日、千葉市農業委員会農地部会長 伊原 茂久は、平成26年度第9回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(10件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(3件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(11件)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	(7件)
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	(2件)
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	(9件)

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	(3件)
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	(21件)
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	(35件)
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	(1件)
報告第5号	農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について	(1件)
報告第6号	地目変更について	(13件)
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	(15件)

<出席委員>（15名）

1 番	伊 原 茂 久（農地部会長）	2 番	小 川 正 義
3 番	石 井 一 也	4 番	高 澤 義 信
5 番	西 郡 高 夫	6 番	長谷川 政 美
7 番	小 川 友 安	8 番	小 川 政 二
9 番	田 中 和 夫（職務代理者）	1 1 番	野 崎 好 知
1 2 番	浅 川 政 明	1 3 番	安 井 誠 一
1 4 番	植 草 隆 晴	1 6 番	花 島 豊 勇
1 7 番	市 原 孝		

<欠席委員>（2名）

1 0 番	黒 宮 昇	1 5 番	布 施 貴 良
-------	-------	-------	---------

<事務局説明員>

事務局長	山 崎 哲 保	次 長	楠 原 弘
次長補佐	御 園 えみ子	農地審査係長	吉 田 浩 司
農業振興係長	小 川 剛	農地指導係長	角 田 一 郎

開 会（午後１時３０分）

議 長
(伊原部会長)

ただ今から平成２６年度第９回農地部会を開会いたします。

本日は、委員１７名中、１５名出席ですので、会議は成立しております。

日程第１の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。１４番・植草 隆晴委員、１６番・花島 豊勇委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第２の議事に入らせていただきます。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします

第２分科会委員長、ご説明願います。

第２分科会委員長
(市原委員長)

ご説明いたします。

なお、第１項につきましては面接を実施いたしましたので、併せてご説明いたします。

はじめに、第１項は資料の１－１をご参照願います。

本案件は、四街道市在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

面接した権利者によりますと、千葉市の農地を取得することになった経緯は、経営規模の拡大のため、近隣で農地を探していたためとのことです。

次に、第２項は資料の１－２をご参照願います。

本案件は、若葉区千城台西在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

次に、第３項は資料の１－３をご参照願います。

本案件は、若葉区高根町在住の方々が、経営を引き継ぐため、申請地を贈与により取得したいとするものです。

次に、第４項は資料の１－４をご参照願います。

本案件は、緑区大木戸町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

次に、第5項は資料の1－5をご参照願います。

本案件は、若葉区中野町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地に賃借権を設定したいとするものです。

次に、第6項は資料の1－6をご参照願います。

本案件は、緑区小山町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

次に、第7項は資料の1－7をご参照願います。

本案件は、緑区小山町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

次に、第8項は資料の1－8をご参照願います。

本案件は、若葉区野呂町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

次に、第9項は資料の1－9をご参照願います。

本案件は、若葉区野呂町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地に使用貸借権を設定したいとするものです。

次に、第10項は資料の1－10をご参照願います。

本案件は、緑区板倉町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

(伊原茂久部会長)	第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手 ———
議 長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	ご説明いたします。 はじめに、第1項です。本項は、第2項及び議案第3号第1項から第4項までとの一体の転用事業ですので、一括してご説明します。 また、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 資料の2-1・2、3-1～4をご参照願います。 本案件は、長屋住宅及び道路用地にしたいとするものです。 申請地は、京成電鉄おゆみ野駅から南西へ 約600mに位置する農地です。 農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。 現況は耕作地で、周辺も畑が広がっております。 被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設により流出を抑制し、道路側溝に接続します。 周囲は、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。 次に第3項です。資料の2-3をご参照願います。 本案件は、資材置場用地にしたいとするものです。 申請地は、J A千葉みらい農産物直売所「しよいかーご」から北へ 約100mに位置する農地です。 農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

	被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。 周囲は、既存ブロックにより土砂の流出を防止します。 第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議長 (伊原茂久部会長)	ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
長谷川 政美委員	第2項第1項について、道路は千葉市へ移管になるのですか。
事務局	はい。道路を拡幅して、その道路を千葉市が管理することになります。
議長 (伊原茂久部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号及び議案第3号第1項から第4項は、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	ご説明いたします。 第1項から第4項は、只今、議案第2号と併せて審議いただきましたので、第6項からとなります。 また、第6項から第10項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第6項です。資料の3-6をご参照願います。
本案件は、共同住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は若松高校から南東へ 約400m に位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺は住宅が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽により流出を抑制し、道路側溝に接続します。

周囲は、ブロックにより土砂の流出を防止します。

次に第7項です。本項は第10項までと一体案件ですので、一括してご説明します。

資料の3-7～10をご参照願います。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、平山保育所に近接する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺は原野と農地が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理し、周囲の一部にフェンスを設置します。

次に第11項です。資料の3-11をご参照願います。

本案件は、老人デイサービスセンター用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請地は、幕張東小学校から北西へ 約280m に位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は抑制施設により流出を抑制し、道路側溝に接続します。

周囲は、ブロックにより土砂の流出を防止します。

次に第12項です。資料の3-12をご参照願います。

議長
(伊原茂久部会長)

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、大金沢町自治会館から東へ 約 80 m に位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽により流出を抑制し、道路側溝に接続します。

周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

第 2 分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、第 2 分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第 2 分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第 3 号は、許可と決定いたします。

次に、**議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）」**を上程いたします。

第 2 分科会委員長、御説明願います。

第 2 分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

本案件は、送電線用鉄塔の除去のための工事用地として

使用したいとする件です。

議案書の15ページをご覧ください。第1項から第7項まで、同一案件です。また、資料の議案第4号をご覧ください。

本件権利者は、千葉から茂原方面に向かう送電線の撤去工事を平成24年から段階的に進めており、今年度も6月、8月、9月の農地部会で御審議をいただき、一時転用許可を行っておりますが、今回は若葉区中田町、野呂町及び和泉町の5か所の鉄塔を除去するため、その周辺の畑、4,126平方メートルを使用するというものです。農地区分は、第1項及び第5項から第7項が農用地区域で、第2項、第3項、第4項は第2種農地と判断いたしました。

いずれの土地も、鉄板又は樹脂製の「エコマット」を敷き詰める予定です。また、作業場所の周囲をガードフェンス又は区画ロープで囲う予定です。

一時転用期間は、来年1月1日から2か月間となっております。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、「許可」することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は「許可」と決定いたします。

次に、**議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者**

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

証明願について」を上程いたします。

第2分科会委員長、御説明願います。

本案件は、地元農業委員による現地調査案件でございます。

第1項は、農地基本台帳及び10月24日の現地調査により、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であることを、竹下 洋一委員に確認していただきました。

次に、第2項は、農地基本台帳及び11月6日の現地調査により、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であることを、田中 和夫委員に確認していただきました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の発行について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

第2分科会委員長
(市原委員長)

次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。第2分科会委員長、ご説明願います。

それでは、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項から第2項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

第1項及び第2項は、千葉みらい農業協同組合が若葉区中野町在住の方が所有する同町の田1筆、面積450㎡を使用貸借にて借り上げ、若葉区中野町の農家の方に使用貸借権を継続して設定するもので、設定期間は5年です。

第3項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する若葉区下田町の田1筆、面積3,663㎡に賃貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年です。

第4項は、緑区平川町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する緑区平川町の畑1筆、面積1,876㎡に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は6年です。

第5項は、緑区平川町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する緑区平川町の畑2筆、合計面積5,788㎡に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は6年です。

第6項は、中央区生実町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する中央区生実町の田3筆、合計面積1,639㎡に賃貸借権を継続して設定するもので、設定期間は3年です。

第7項は、中央区南生実町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する中央区南生実町の田1筆、面積1,712㎡に賃貸借権を継続して設定するもので、設定期間は6年です。

第8項は、若葉区下泉町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する若葉区下泉町の田2筆、合計面積4,047㎡に賃貸借権を継続して設定するもので、設定期間は3年です。

第9項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する若葉区中田町の畑2筆、合計面積1,523㎡に賃貸借権を継続して設定するもので、設定期間は6年です。

	第1項から第9項の合計面積は、20,698㎡です。 本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 第2分科会といたしましても、第1項から第9項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議 長 (伊原部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
議 場	——— 質問・意見等なし ———
議 長 (伊原 部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙 手 ———
議 長 (伊原 部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定といたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、 報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	ご説明いたします。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の25頁に3件ございました。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の26頁から28頁に21件ございました。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の29頁から33頁に35件ございました。

報告第1号から第3号のいずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書の34頁に1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告第5号「農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について」は、議案書の35頁に1件ございました。

地元の農業委員に現地調査をお願いいたしまして、内容につきましては、記載のとおりでございます。

現況確認書を農業委員会会長名で交付しました。

報告第6号「地目変更について」は、議案書の36頁に13件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)」は、議案書の37頁及び38頁に15件ございました。

10月30日に諮問し、11月14日に開催された千葉県農業会議から送付された「許可相当」との回答に基づき、許可指令書を交付いたしました。

なお、都市計画法などの他法令が関係する案件につきましては、関係部局と調整のうえ、交付いたします。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成26年度第9回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後1時55分）